

第 7 章 委 員 会

○松山広域福祉施設事務組合公平委員会設置条例

制 定 昭和 50 年 10 月 30 日条例第 9 号

第 1 条 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の完全な実施を確保しその目的を達成するため、同法第 7 条の規定に基づき、松山広域福祉施設事務組合公平委員会を設置する。

第 2 条 公平委員会の委員は、非常勤とする。

第 3 条 公平委員会に職員を置き、委員会がこれを任命する。

第 4 条 職員は委員長の命を受け、委員会に関する事務を処理する。

第 5 条 この条例に規定するもののほか、職員の服務、給与等の処理等については、松山広域福祉施設事務組合の諸規定を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。